

建築基準法施行令第10条「確認の特例・有3号／一戸建ての住宅」の場合のチェック項目例

※この表は指定確認検査機関用のチェックリストを任意にまとめたものです。一般的なチェック項目ですので条件により確認・記載事項が増える事があります。

(い)	(ろ)		(は)
	図書の種類	記載事項	
令第10条第1項第3号（有3号）により必要となる部分	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	□
		敷地の位置	
		隣地にある建築物の位置及び用途	
配置図	配置図	縮尺及び方位	□
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	
		指定された容積率の数値の異なる地域の境界線	
		【容積率算定の緩和】	
		令第135条の18に掲げる建築物の部分の位置、高さ及び構造	
		浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法	
		敷地境界線	
		敷地と敷地の接する道との高低差	
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	
		敷地の道路に接する部分及びその長さ	
		準防火地域の境界線	
		用途地域の境界線	
		都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線	
		申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置	
		【一低・二低住専地域内における外壁後退距離に対する制限の緩和】	
令第135条の20に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積			
申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ			
土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ			
地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ			
地盤面の異なる区域の境界線			
【高さ制限の除外される部分】			
令第130条の12に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積			
【2以上の前面道路、道路の反対側に公園等がある場合】			
令第132条第1項若しくは第2項又は令第134条第2項に規定する区域の境界線			
各階平面図	各階平面図	縮尺	□
		各室の用途及び床面積	
		住宅用防災機器の位置及び種類	
敷地面積求積図		給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置	□
敷地面積求積図		敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	□
建築面積求積図		敷地面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	□
床面積求積図		建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	□
(二面以上) 断面図または立面図	(二面以上) 断面図または立面図	縮尺	□
		用途地域の境界線	
		土地の高低	
		各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ	
		地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ	
		【斜線関係】法第56条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度	
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	
		前面道路の中心線、路面の中心の高さ	
		【斜線関係】法第56条第2項に規定する後退距離	
		【道路斜線関係】前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置	
【北側斜線関係】北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置			
必要に応じて	使用建築材料表	内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び面積	□
		内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種類に応じ令第20条の7第1項第4号の表の(1)項又は(2)項に定める数値を乗じて得た面積の合計	
	有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法	□
		換気回数及び必要有効換気量	
	給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書	給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法	□
		換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）及びその算出方法	
	法第43条第1項ただし書許可書の写し	法第43条第1項ただし書の規定に適合していること	□
地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ	□	
	地盤面を算定するための算式		
	浄化槽の汚物処理性能		
	浄化槽の処理対象人員及びその算出方法		

	浄化槽の仕様書、構造詳細図 (浄化槽設置届、認定書)	浄化槽の処理方式 浄化槽の各槽の有効容量 浄化槽の構造 【合併浄化槽】令第35条第1項に係る認定書の写し	<input type="checkbox"/>
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に適合していることを証する書面 【許可書の写し】	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に適合していること	<input type="checkbox"/>
都市計画法第43条第1項	都市計画法第43条第1項の規定に適合していることを証する書面【許可書の写し】	都市計画法第43条第1項の規定に適合していること	<input type="checkbox"/>
建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第1条の3第1項第1号イ、同号ロ(1)若しくは(2)又は表3の各項	施行規則第1条の3第1項第1号イ、同号ロ(1)若しくは(2)又は表3の各項に係る認定書の写し		<input type="checkbox"/>

(備考)

- ・(ろ)欄の記載事項については、他の図面に記載することで確認できればその図面に記載する必要はありません。
- ・調整区域内に建築する農家住宅の場合、場合によっては農業経営証明書(農業委員会発行)が必要となります。
- ・外壁後退のある地域においては、後退部分を記載する必要があります。
- ・チェック項目に関する事項で大臣認定を取得したものは大臣認定書の写しを添付する必要があります(但し新発田市で所有している認定書は除く)。